

榛東村

令和7年7月時点

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子育て支援センター（保育園・認定こども園） 対象者： 村内の乳幼児及び保護者 内 容： 村内各保育園・認定こども園にて、育児相談・ふれあい保育等の実施 月曜日～金曜日 午前9時～正午/午後1時～4時(無料) (お休みの場合もありますので、各園へご確認ください。) 問合せ： コアラクラブ(榛東北部こども園) TEL：0279-54-2900 ひよこクラブ(榛東中央こども園) TEL：0279-55-0008 コスモスクラブ(榛東南部こども園) TEL：0279-54-2572 わくわくクラブ(ひこばえ保育園) TEL：0279-26-9821
	子育て支援(幼稚園) 対象者： 村内の乳幼児及び保護者 内 容： 村内幼稚園にて、子育て支援センターの開放、育児相談等の実施 月曜日～金曜日 午前10時～11時30分(無料) (お休みの場合もありますので、園へご確認ください。) 問合せ： にこにこクラブ(しんとう幼稚園) TEL：0279-54-3211
	保育施設(保育所・認定こども園)保育料の無料化(新) 対象者： 榛東村居住の児童 内 容： 保育料無料（国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象） 問合せ： 保育園・認定こども園 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-26-2494
	母子保健事業（子育て支援） 対象者： 村内の乳幼児及び保護者 内 容： 榛東村保健相談センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育てサロン「アイアイ」（親子で紙芝居や手遊び、歌などの遊び） ・すくすく教室(計測、栄養相談、助産師相談、ベビーマッサージやリトミックなどの実施) ・ブックスタート(7か月児健診時に絵本の配布) ・子育て世代包括支援センター（妊娠・出産・子育てにかかわる相談） ・産後ケア事業（委託医療機関での母子のケアや育児支援） 問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052
	産前・産後サポート 対象者： 村内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 内 容： 産前・産後に家事・育児の支援が必要な方に支援ヘルパーを派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助、育児援助を実施 ※渋川市、吉岡町と共同実施（ファミリー・サポート・センター） 時間 午前9時～午後5時まで(1日2時間までの利用) 料金 3回まで無料。4回目以降は1回1,700円。(最大30回まで) 問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-26-2494

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降給食費補助事業 対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降の未就学児 内 容： 本村に住所を有する扶養義務者が養育している18歳以下の子どもが3人以上いる場合で、3人目以降の子どもが 榛東村内の保育園・認定こども園または榛東村立の幼稚園入園されている場合、給食費について村が負担 問合せ： 保育園・認定こども園 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-26-2494 幼稚園 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629
	学校給食費無償化事業 対象者： 村内の小学校・中学校へ通っている児童・生徒 内 容： 村立小学校・中学校給食費の全額について村が負担 問合せ： 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629
	アレルギー等対応補助事業 対象者： アレルギー等の理由から給食の提供を受けていない村内の小学校・中学校へ通っている児童・生徒 内 容： 村立小学校・中学校給食費相当額を補助金として交付 問合せ： 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629
	福祉医療 対象者： 高校生相当までの子ども及び母(父)子家庭等 内 容： 高校生相当までの子ども及び母（父）の保険適用の医療費(入院・外来ともに)無料 問合せ： 《健康保険課 保険医療係》 TEL：0279-26-2513
	任意予防接種費用一部助成 対象者： 次の予防接種を受ける子ども及び保護者 ・おたふくかぜ…1歳以上5歳未満 ・インフルエンザ…今年度15歳または18歳を迎える方 ・新型コロナウイルス…今年度15歳または18歳を迎える方 内 容： 対象年齢の子どもが、該当の予防接種を受けた場合、自己負担の一部を助成(1人1回のみ) 問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052
	予防接種モバイルサービス 対象者： 村内の乳幼児及び保護者 内 容： お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知らせする。また、乳幼児健診を電子メールでお知らせする。 問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052
	不妊・不育治療費助成事業 対象者： 次のいずれにも該当する方 ・法律上の婚姻関係にある夫婦であること。 ・夫婦の双方又はどちらか一方が、申請日に榛東村に住所があること。 ・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。 ・税金(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。 内 容： 医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育症治療(検査費用を含む)の2分の1(千円未満は切り捨て)を助成（治療の種類によって、助成上限額と助成回数が異なる。） 問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	勤労者住宅建設資金利子補給制度 対象者： 村内に専用住宅を新築または購入し、金融機関から住宅建設に係る資金の借入を行った給与取得者 内 容： 勤労者が金融機関等から建設資金を借りて、榛東村内に専用住宅を新築または購入した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けることができる。 問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0279-26-2559
	太陽光発電補助金制度 対象者： 次のいずれにも該当する方（法人を除く。） ・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していることまたは村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。（発電システムの設置完了日または発電システム付き住宅の購入日から1年以内のものに限る。） ・税金等(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 内 容： 【村内業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり4万円(上限4kw、16万円まで)。補助金のうち、50%(1,000未満は切捨て)は商業振興券で交付 【村外業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円(上限4kw、8万円まで) 問合せ：《住民生活課 住民係》 TEL：0279-26-2494
	空き家除却補助金 対象者： 空き家を除却し、跡地に住居を新築する方で、次のいずれにも該当する方 ・新築した住居に、10年以上、住所を定めること。 ・村税に滞納がないこと。 ・暴力団等と関わりがないこと。 内 容： 補助対象費用の2分の1（村内業者施工の場合：上限50万円、村外業者施工の場合：上限25万円） 問合せ：《建設課 管理係》 TEL：0279-26-2609
	空き家リフォーム補助金 対象者： 空き家をリフォームする方で、次のいずれにも該当する方 ・リフォームした空き家の所在地に、10年以上、住所を定めていること。 ・村税に滞納がないこと。 ・暴力団等との関わりがないこと。 内 容： 補助対象費用の2分の1（上限50万円、条件により定住加算有り） 問合せ：《建設課 管理係》 TEL：0279-26-2609
就業支援	市民農園の設置 対象者： 農業従事者以外の方 内 容： 野菜や草花を栽培していただき、自然にふれあうことで農業の楽しさや理解を深めるとともに、他の利用者とのふれあいや協力を通じて、交流を深めることを目的として、市民農園を貸出している。 問合せ：《産業振興課 農林係》 TEL：0279-26-2559